

○いわき市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

平成24年12月27日いわき市規則第61号

改正

平成27年3月30日いわき市規則第11号

平成28年3月31日いわき市規則第39号

平成28年10月14日いわき市規則第53号

平成29年12月28日いわき市規則第42号

平成30年3月30日いわき市規則第21号

いわき市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、いわき市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年いわき市条例第71号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の設備の基準)

第2条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けられることができるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じて、オペレーターに当該機器等を携帯させなければならない。ただし、第1号に掲げる機器等については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる。

- (1) 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等
- (2) 随時適切に利用者からの通報を受けられることができる通信機器等

(電磁的方法)

第3条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、条例第10条第2項の規定により同条第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 次項各号に掲げる方法のうち指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

2 条例第10条第2項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げる方法

ア 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) シー・ディー・ロムその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に規定する方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の電子情報処理組織とは、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第4条 条例第25条の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次のとおりとする。

(1) 定期巡回サービスの提供に当たっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行うこと。

(2) 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは、計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

(3) 随時訪問サービスの提供に当たっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行うこと。

(4) 訪問看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うこと。

- (5) 訪問看護サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導等を行うこと。
- (6) 特殊な看護等については、これを行ってはならないこと。
- (7) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、介護技術及び医学の進歩に対応し、適切な介護技術及び看護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (9) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり利用者から合鍵を預かるときは、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を当該利用者に交付すること。

(市への通知の要件)

第5条 条例第29条の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 正当な理由なしに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の運営規程に定める事項)

第6条 条例第32条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法
- (8) その他運営に関する重要事項

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関し整備等をすべき記録)

第7条 条例第43条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画
- (2) 訪問看護報告書

- (3) 条例第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 条例第26条第2項の規定による主治の医師による指示の文書
- (5) 条例第29条の規定による市への通知に係る記録
- (6) 条例第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (7) 条例第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者の配置の基準)

第8条 指定夜間対応型訪問介護事業所には、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。

- (1) オペレーションセンター従業者 オペレーター（指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この号において同じ。）として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上。ただし、利用者の処遇に支障がないときは、オペレーターは、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- (2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上
- (3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上。ただし、利用者の処遇に支障がないときは、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。
(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第9条 条例第52条の指定夜間対応型訪問介護の方針は、次のとおりとする。

- (1) 定期巡回サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行うこと。
- (2) 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーションセンター従業者は、利用者の面接及び1月ないし3月に1回程度の利用者の居宅への訪問を行い、随時利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

- (3) 随時訪問サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行うこと。
- (4) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (6) 夜間対応型訪問介護従業者は、利用者からの連絡内容及び利用者の心身の状況を勘案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する指定訪問看護ステーション（いわき市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年いわき市条例第70号。第37条第13項において「指定居宅サービス等基準条例」という。）第65条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。）への連絡を行うこと等の適切な措置を講ずること。
- (7) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たり利用者から合鍵を預かるときは、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を当該利用者に交付すること。

（指定夜間対応型訪問介護事業所の運営規程に定める事項）

第10条 条例第56条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定夜間対応型訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の実地の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法
- (8) その他運営に関する重要事項

（指定夜間対応型訪問介護の提供に関し整備等をすべき記録）

第11条 条例第59条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 夜間対応型訪問介護計画
- (2) 条例第60条において準用する条例第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第60条において準用する条例第29条の規定による市への通知に係る記録

- (4) 条例第60条において準用する条例第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 条例第60条において準用する条例第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第12条 第2条、第3条及び第5条の規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。

(指定地域密着型通所介護事業所の従業者の配置の基準)

第12条の2 指定地域密着型通所介護事業所には、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。

- (1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この条において「看護職員」という。） 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が第1号通所事業（条例第60条の3第3項に規定する第1号通所事業をいう。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定地域密着型通所介護及び当該第1号通所事業の利用者。以下この条において同じ。）の数が15人以下の場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えて得た数以上確保されるために必要と認められる数
- (4) 機能訓練指導員 1以上

2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下第12条の7までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供

している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がないときは、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

（指定地域密着型通所介護事業所の設備の基準）

第12条の3 指定地域密着型通所介護事業所は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準の設備を設けなければならない。

（1） 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アの規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供のときはその提供に支障がない広さを確保することができ、かつ、機能訓練を行うときはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができること。

（2） 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

（指定地域密着型通所介護の費用）

第12条の4 条例第60条の7第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

（1） 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

（2） 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であつて利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介

護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第3号に掲げる費用については、市長が定めるところによるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第12条の5 条例第60条の9の指定地域密着型通所介護の方針は、次のとおりとする。

(1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流及び地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うこと。

(2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うこと。

(3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。

(4) 地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供し、特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えること。

(指定地域密着型通所介護事業所の運営規程に定める事項)

第12条の6 条例第60条の12の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

- (3) 営業日、営業時間及びサービス提供時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項
(指定地域密着型通所介護の利用定員)

第12条の7 条例第60条の14の規則で定める利用定員は、前条第4号に掲げる利用定員とする。

(指定地域密着型通所介護の提供に関し整備等をすべき記録)

第12条の8 条例第60条の19第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域密着型通所介護計画
- (2) 条例第60条の20において準用する条例第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第60条の20において準用する条例第29条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 条例第60条の20において準用する条例第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 条例第60条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) 条例第60条の17第2項の規定による報告、評価、要望、助言等についての記録
(準用)

第12条の9 第3条及び第5条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。

第12条の9の2 第3条、第5条及び第12条の4から第12条の8までの規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第12条の5第4号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第12条の8第2号中「条例第60条の20において準用する条例第21条第2項」とあるのは「条例第21条第2項」と、同条第3号中「条例第60条の20において準用する条例第29条」とあるのは「条例第29条」と、同条第4号中「条例第60条の20において準用する条例第39条第2項」とあるのは「条例第39条第2項」と読み替えるものとする。

(指定療養通所介護事業所に関する規定の適用)

第12条の10 第12条の2から前条までの規定にかかわらず、指定療養通所介護事業所の人員、設備及

び運営に関する基準については、次条から第12条の16までに定めるところによる。

(指定療養通所介護事業所の従業者の配置の基準)

第12条の11 指定療養通所介護事業所には、療養通所介護従業者を、利用者の数が1.5に対し、指定療養通所介護を提供している時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上置かなければならない。

2 前項の療養通所介護従業者のうち、1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事するものでなければならない。

(専用の部屋の面積)

第12条の12 条例第60条の26第2項の専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員（指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第12条の14において同じ。）を乗じて得た面積以上とする。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第12条の13 条例第60条の30の指定療養通所介護の方針は、次のとおりとする。

- (1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。
- (2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供することができるよう、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図ること。
- (5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供すること。

(指定療養通所介護事業所の運営規程に定める事項)

第12条の14 条例第60条の34の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日、営業時間及びサービス提供時間

- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項

(指定療養通所介護の提供に関し整備等をすべき記録)

第12条の15 条例第60条の37第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 療養通所介護計画
- (2) 条例第60条の36第2項の規定による検討の結果についての記録
- (3) 条例第60条の38において準用する条例第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 条例第60条の38において準用する条例第29条の規定による市への通知に係る記録
- (5) 条例第60条の38において準用する条例第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 条例第60条の38において準用する条例第60条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 条例第60条の38において準用する条例第60条の17第2項の規定による報告、評価、要望、助言等についての記録

(準用)

第12条の16 第3条、第5条、第12条の4及び第12条の7の規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第12条の7中「前条第4号」とあるのは、「第12条の14第4号」と読み替えるものとする。

(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の従業者の配置の基準)

第13条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所には、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。

- (1) 生活相談員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の提供日ごとに、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たるものに限る。）が勤務している時間数の合計を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除し

て得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護師若しくは准看護師（以下この条において「看護職員」という。）又は介護職員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が1以上及び当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たるものに限る。）が勤務している時間数の合計を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 機能訓練指導員 1以上

2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、前項第2号の看護職員又は介護職員を、常時1人以上当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護に従事させなければならない。

3 第1項第2号の規定にかかわらず、同号の看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支障がないときは、他の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事することができるものとする。

4 前3項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（いわき市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年いわき市条例第75号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第6条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において行われる単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下この項において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における単独型・併設型指定認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。以下この項において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次条第1項第1号アにおいて同じ。）を12人以下とする。

5 第1項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

6 第1項の生活相談員、看護職員又は介護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の設備の基準)

第14条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準の設備を設けなければならない。

(1) 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アの規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供のときはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行うときはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができること。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

第15条 削除

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第16条 条例第71条の指定認知症対応型通所介護の方針は、次のとおりとする。

(1) 指定認知症対応型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流及び地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うこと。

(2) 指定認知症対応型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うこと。

(3) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、認知症対応型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。

(4) 認知症対応型通所介護従業者（条例第62条第1項又は条例第65条第1項の従業者をいう。）は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

- (6) 指定認知症対応型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供すること。

(指定認知症対応型通所介護事業所の運営規程に定める事項)

第17条 条例第74条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日、営業時間及びサービス提供時間
- (4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員（第13条第4項又は条例第66条第1項に規定する利用定員をいう。）
- (5) 指定認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(指定認知症対応型通所介護の提供に関し整備等をすべき記録)

第18条 条例第80条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 認知症対応型通所介護計画
- (2) 条例第81条において準用する条例第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第81条において準用する条例第29条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 条例第81条において準用する条例第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 条例第81条において準用する条例第60条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) 条例第81条において準用する条例第60条の17第2項の規定による報告、評価、要望、助言等についての記録

(準用)

第19条 第3条、第5条、第12条の4及び第12条の7の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第12条の7中「前条第4号」とあるのは、「第17条第4号」と読み替えるものとする。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所の設備の基準)

第20条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準の設備を設けなければならない。

(1) 居間及び食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(2) 宿泊室 次に掲げる基準

ア 一の宿泊室の定員は、1人とすること。ただし、利用者（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この条において同じ。）の処遇上必要と認められるときは、2人とすることができる。

イ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならないこと。

ウ ア及びイに掲げる基準を満たす宿泊室（以下この号において「個室」という。）以外の宿泊室を設けるときは、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。第23条第4号において同じ。）から個室の定員数を減じて得た数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は、利用者のプライバシーが確保されたものでなければならないこと。

エ プライバシーが確保された居間については、個室以外の宿泊室の面積に含めることができること。

2 前項に規定する設備は、専ら当該指定小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないときは、この限りでない。

3 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保及び地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護の費用)

第21条 条例第91条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

- (2) 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供するときは、それに要した交通費の額
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 宿泊に要する費用
- (5) おむつ代
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第3号及び第4号に掲げる費用については、市長が定めるところによるものとする。

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第22条 条例第93条の指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流及び地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行うこと。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うこと。
- (3) 指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。
- (4) 小規模多機能型居宅介護従業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。
- (6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。
- (7) 指定小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員（登録者の数（当該指定

小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する登録者の数の合計数)の上限をいう。次条第4号において同じ。)に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならないこと。

(8) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行うこと等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならないこと。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所の運営規程に定める事項)

第23条 条例第101条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員
- (5) 指定小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(指定小規模多機能型居宅介護の提供に関し整備等をすべき記録)

第24条 条例第108条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 居宅サービス計画
- (2) 小規模多機能型居宅介護計画
- (3) 第22条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第109条において準用する条例第60条の17第2項の規定による報告、評価、要望、助言等についての記録
- (5) 条例第109条において準用する条例第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

- (6) 条例第109条において準用する条例第29条の規定による市への通知に係る記録
- (7) 条例第109条において準用する条例第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (8) 条例第109条において準用する条例第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第25条 第3条及び第5条の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。

(指定認知症対応型共同生活介護事業所の設備の基準)

第26条 指定認知症対応型共同生活介護事業所が有する共同生活住居の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 共同生活住居の数は、1又は2とし、その入居定員（当該共同生活住居において同時に指定認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条において同じ。）の数の上限をいう。）を5人以上9人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けること。
- (2) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められるときは、2人とする。ことができる。
- (3) 一の居室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならないこと。
- (4) 居間及び食堂は、同一の場所とすることができること。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保及び地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護の費用)

第27条 条例第117条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食材料費
- (2) 理美容代
- (3) おむつ代
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、

日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

(指定認知症対応型共同生活介護の身体的拘束等の適正化のための措置)

第27条の2 条例第118条第7項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(指定認知症対応型共同生活介護事業所の運営規程に定める事項)

第28条 条例第123条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 入居に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他運営に関する重要事項

(指定認知症対応型共同生活介護の提供に関し整備等をすべき記録)

第29条 条例第128条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 認知症対応型共同生活介護計画
- (2) 条例第116条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第118条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第129条において準用する条例第29条の規定による市への通知に係る記録
- (5) 条例第129条において準用する条例第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 条例第129条において準用する条例第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 条例第129条において準用する条例第60条の17第2項の規定による報告、評価、要望、助言等についての記録

(準用)

第30条 第3条及び第5条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。

(指定地域密着型特定施設の従業者の配置の基準)

第31条 指定地域密着型特定施設には、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。

(1) 生活相談員 1以上

(2) 看護師若しくは准看護師（以下この条において「看護職員」という。）又は介護職員 次のいずれにも該当する数

ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。

イ 看護職員の数は、常勤換算方法で、1以上とすること。

ウ 常に1以上の指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。

(3) 機能訓練指導員 1以上

(4) 計画作成担当者 1以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受けるとき又は再開のときは、推定数による。

3 第1項第1号の生活相談員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この条において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条において同じ。）にあっては、常勤換算方法で1以上とする。

5 第1項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該地域密着型特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

6 第1項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、地域密着型特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者の

処遇に支障がないときは、当該地域密着型特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める従業者により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員

(2) 病院（指定介護療養型医療施設の場合に限る。） 介護支援専門員

(3) 介護医療院 介護支援専門員

8 第1項第1号の生活相談員、同項第2号の看護職員及び介護職員、同項第3号の機能訓練指導員並びに同項第4号の計画作成担当者は、当該職務の遂行に支障がないときは、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

9 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、条例第83条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は条例第193条に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該指定地域密着型特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

10 指定地域密着型特定施設の計画作成担当者については、併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(指定地域密着型特定施設の設備の基準)

第32条 条例第133条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る指定地域密着型特定施設は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準の設備を設けなければならない。

(1) 介護居室 次に掲げる基準

ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められるときは、2人とすることができる。

イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ウ 地階に設けてはならないこと。

エ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

(2) 一時介護室 介護を行うために適当な広さを有すること。

(3) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 便所 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

(5) 食堂及び機能訓練室 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

3 指定地域密着型特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間及び構造を有するものでなければならない。

4 指定地域密着型特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の費用)

第33条 条例第138条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

(2) おむつ代

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定地域密着型特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の身体的拘束等の適正化のための措置)

第33条の2 条例第139条第6項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(指定地域密着型特定施設の運営規程に定める事項)

第34条 条例第146条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 地域密着型特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員及び居室数
- (4) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関し整備等をすべき記録)

第35条 条例第149条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域密着型特定施設サービス計画
- (2) 条例第137条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第139条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第147条第3項の規定による結果等の記録
- (5) 条例第150条において準用する条例第29条の規定による市への通知に係る記録
- (6) 条例第150条において準用する条例第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (7) 条例第150条において準用する条例第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (8) 条例第150条において準用する条例第60条の17第2項の規定による報告、評価、要望、助言等についての記録

(準用)

第36条 第3条及び第5条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。

(指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者の配置の基準)

第37条 指定地域密着型介護老人福祉施設には、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。

(1) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(2) 生活相談員 1以上

(3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。） 次のいずれにも該当する数

ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。

イ 看護職員の数は、1以上とすること。

(4) 栄養士 1以上

(5) 機能訓練指導員 1以上

(6) 介護支援専門員 1以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受けるとき又は再開のときは、推定数による。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（いわき市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年いわき市条例第72号。以下この項において「指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第44条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準条例第53条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第51条の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がないときは、この限りでない。

4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、次条第1項第6号並びに第48条第1項第3号において同じ。））、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若

しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- 5 第1項第2号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で1以上とする。
- 6 第1項第3号の介護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 7 第1項第3号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で1以上とする。
- 8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める従業者により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
 - (1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員
 - (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員
 - (3) 病院 栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）
 - (4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員
- 9 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。
- 10 第1項第5号の機能訓練指導員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。
- 11 第1項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がないときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。
- 12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又はいわき市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年いわき市条例第74号）第130条第1項に規定する

指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下この条において「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 14 指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員と同数を上限とする。
- 15 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下この項及び次項において同じ。）が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 16 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下この項において「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に条例第83条若しくは条例第193条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。
- 17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に同項第1号の医師

又は同項第6号の介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合において、同号の介護支援専門員の数標準は、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1とする。

(指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準)

第38条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準の設備を設けなければならない。

(1) 居室 次に掲げる基準

ア 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

イ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 静養室 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

(3) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 洗面設備 次に掲げる基準

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 要介護者が使用するのに適したものとすること。

(5) 便所 次に掲げる基準

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。

(6) 医務室 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて、臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて、臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7) 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準

ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

イ 必要な備品を備えること。

(8) 廊下 幅は、1.5メートル（中廊下にあつては、1.8メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。

(9) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

2 前項に規定する設備は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の用に供するものでなければならぬ。ただし、入所者の処遇に支障がないときは、この限りでない。

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の費用)

第39条 条例第158条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給されたときは、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われたときは、同号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給されたときは、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われたときは、同号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 市長が定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 市長が定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 理美容代

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、市長が定めるところによるものとする。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第1項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入所者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の身体的拘束等の適正化のための措置)

第39条の2 条例第159条第6項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- (モニタリング等)

第40条 条例第160条第10項の規定による実施状況の把握(第2号において「モニタリング」という。)は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 定期的に入所者に面接すること。
- (2) 定期的モニタリングの結果を記録すること。

2 条例第160条第11項の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

- (1) 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
 - (2) 入所者が法第29条第1項の規定による要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (計画担当介護支援専門員の業務)

第41条 条例第169条の規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。
- (3) その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。
- (4) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- (5) 条例第159条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- (6) 条例第177条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(7) 条例第179条において準用する条例第39条第2項の規定による苦情の内容等を記録すること。

(指定地域密着型介護老人福祉施設の運営規程に定める事項)

第42条 条例第170条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) その他施設の運営に関する重要事項
(感染症等の防止措置)

第43条 条例第173条第2項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。
(事故発生の防止措置)

第44条 条例第177条第1項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関し整備等をすべき記録)

第45条 条例第178条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域密着型施設サービス計画
- (2) 条例第157条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第159条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第177条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (5) 条例第179条において準用する条例第29条の規定による市への通知に係る記録
- (6) 条例第179条において準用する条例第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (7) 条例第179条において準用する条例第60条の17第2項の規定による報告、評価、要望、助言等についての記録

(準用)

第46条 第3条及び第5条の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。

(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に関する規定の適用)

第47条 第38条から前条までの規定にかかわらず、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準については、次条から第52条までに定めるところによる。

(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準)

第48条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準の設備を設けなければならない。

- (1) ユニット 次のアからエまでに掲げる設備の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める基準を満たしていること。

ア 居室 次に掲げる基準

(ア) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(イ) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(i) 10.65平方メートル以上とすること。ただし、条例第182条第2項ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

(ii) ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても

差し支えないこと。

(ウ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室 次に掲げる基準

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備 次に掲げる基準

(ア) 居室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所 次に掲げる基準

(ア) 居室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。

(2) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて、臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて、臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(4) 廊下 幅は、1.5メートル（中廊にあっては、1.8メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。

(5) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

2 前項第2号から第5号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に支障がないときは、この限りでない。

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の費用)

第49条 条例第183条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給されたときは、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われたときは、同号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
- (2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給されたときは、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われたときは、同号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
- (3) 市長が定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 市長が定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 理美容代
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入居者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、市長が定めるところによるものとする。

3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、第1項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の身体的拘束等の適正化のための措置）

第49条の2 条例第184条第8項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の運営規程に定める事項）

第50条 条例第188条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- (5) 入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) その他施設の運営に関する重要事項
(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の勤務体制の確保)

第51条 条例第189条第2項の規則で定める職員配置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
 - (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
 - (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- (準用)

第52条 第3条、第5条、第40条、第41条及び第43条から第45条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の設備の基準)

第53条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準の設備を設けなければならない。

- (1) 居間及び食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- (2) 宿泊室 次に掲げる基準
 - ア 一の宿泊室の定員は、1人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められるときは、2人とすることができる。
 - イ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならないこと。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合であって定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4平方メートル以上とすることができる。
 - ウ ア及びイに掲げる基準を満たす宿泊室（以下この号において「個室」という。）以外の宿泊

室を設けるときは、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員（当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。）から個室の定員数を減じて得た数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は、利用者のプライバシーが確保されたものでなければならないこと。

エ プライバシーが確保された居間については、個室以外の宿泊室の面積に含めることができること。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がないときは、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができること。

2 前項に規定する設備は、専ら当該指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないときは、この限りでない。

（指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）

第54条 条例第199条の指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次のとおりとする。

- （1） 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うこと。
- （2） 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うこと。
- （3） 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。
- （4） 看護小規模多機能型多機能型居宅介護従業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行うこと。
- （5） 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

- (6) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。
- (7) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員（登録者の数の上限をいう。）に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならないこと。
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行うこと等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならないこと。
- (9) 看護サービス（指定看護小規模多機能型居宅介護のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。次号において同じ。）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならないこと。
- (10) 看護サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、サービスの提供を行わなければならないこと。
- (11) 特殊な看護等については、これを行ってはならないこと。

（指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関し整備等をすべき記録）

第55条 条例第203条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 居宅サービス計画
- (2) 看護小規模多機能型居宅介護計画
- (3) 看護小規模多機能型居宅介護報告書
- (4) 前条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 条例第200条第2項の規定による主治の医師による指示の文書
- (6) 条例第204条において準用する条例第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (7) 条例第204条において準用する条例第29条の規定による市への通知に係る記録
- (8) 条例第204条において準用する条例第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (9) 条例第204条において準用する条例第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(10) 条例第204条において準用する条例第60条の17第2項の規定による報告、評価、要望、助言等
についての記録

(準用)

第56条 第3条、第5条、第21条及び第23条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。

(補則)

第57条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号。以下「平成17年改正法」という。）
附則第10条第2項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所であって、平成18年3月31日以前の日から引き続き2を超える共同生活住居を有しているものは、当分の間、第26条第1項第1号の規定にかかわらず、当該共同生活住居を有することができる。
- 3 平成17年改正法附則第10条第2項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所の共同生活住居であって、平成18年3月31日以前において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成11年厚生省令第96号）附則第2項の規定の適用を受けていたものについては、第26条第1項第3号の規定は、適用しない。
- 4 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第38条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事

の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

5 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第38条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。

(2) 食堂は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。

6 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第38条第1項第8号及び第48条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

附 則（平成27年3月30日いわき市規則第11号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日いわき市規則第39号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年10月14日いわき市規則第53号）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年12月28日いわき市規則第42号）

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日いわき市規則第21号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条中いわき市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第103条第1号の改正規定、第3条中いわき市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則第106条第1号の改正規定及び第5条中いわき市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第4条第18号の次に1号を加える改正規定は、平成30年10月1日から施行する。